

## 火災予防上の命令を受けている対象物

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づき、その旨を公示しなければなりません。

白山野々市広域消防本部では、命令を行い公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方々の安全のためにお知らせしています。

### 火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

令和6年3月21日更新

防火対象物の名称	株式会社ティーズ・モービレ
防火対象物の所在地	石川県白山市松本町1114番地
命令を受けた者	株式会社ティーズ・モービレ 代表取締役 越村 武史
命令事項	令和6年7月29日までに、防火対象物全体に 屋内消火栓設備を設置すること。
命令日	令6年3月21日